

Ⅱ 土木工事施工管理基準

目 次

- 1 施工管理一般
- 2 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）
出来形管理基準（公園緑地）
- 3 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
品質管理基準（公園緑地）
- 4～6 欠番
- 7 写真管理基準

1 施工管理一般 目次

1 施工管理一般	1
1-1 一般	1
1-2 目的	1
1-3 適用	1
1-4 構成	1
1-5 管理の実施	1
1-6 管理項目及び方法	1
1-7 規格値	3
1-8 工事写真	3
1-9 工事月報	3
1-10 情報化施工	5
1-11 3次元データによる出来形管理	5
1-12 施工箇所が点在する工事について	5

1 施工管理一般

1-1 一般

この土木工事施工管理基準（以下「基準」という）は、土木工事共通仕様書（本文）1-1-1-28 施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1-2 目的

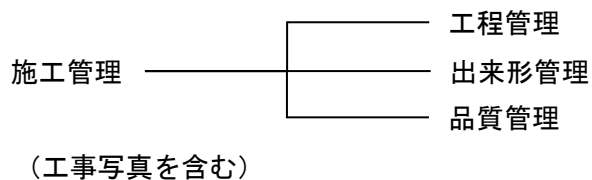
この基準は土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

1-3 適用

この基準は、札幌市が発注する土木工事（河川工事、砂防工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という））について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

1-4 構成



1-5 管理の実施

1. 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
2. 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
3. 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
4. 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-6 管理項目及び方法

1. 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急工事または維持工事等の当

初計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

2. 出来形管理

- (1) 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、実測し、設計値と実測値を対比して、記録した出来形表・出来形図を作成し管理するものとする。
- (2) 出来形管理基準及び規格値(共通・河川・海岸・砂防・道路) 1-5-5-3 鉄筋の組立 と言う重要構造物とは、函渠工(樋門・樋管含む)、躯体工(橋台)、RC躯体工(橋脚)、橋脚フーティング工・RC擁壁、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工とする。
- (3) 出来形管理の結果については、Ⅲ付表(参考資料)の管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、Ⅱ土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、Ⅲ付表(参考資料)の管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。
- (4) 測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
- (5) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。
なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

3. 品質管理

- (1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラムなど)を作成するものとする。ただし、測点数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成を行わないことができる。
- (2) この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種ア、イの条件に該当する工種で工事監督員と協議したものを除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、使用する材料や現場条件等が該当する場合に実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施するものとする。

ア 路盤・アスファルト舗装

点在する部分的な復旧等で、同一断面当たりの舗装面積が50m²以下のもの。但し、主たる工種に伴う代表断面は含まない。

イ その他の工種

点在する部分的な復旧等で、施工規模がごく小規模な工種。

なお、上記ア、イで不要とする場合には、工事の目的・機能を総合的に判断するものと

し、協議の内容を施工協議簿で双方確認すること。

- (3) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式の橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを越えるもの）については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。
- (4) 品質管理の結果については、Ⅲ付表（参考資料）の管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。

なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、Ⅱ土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。

また、Ⅲ付表（参考資料）の管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。

1-7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足しなければならない。ただし、管理基準に「○個に△個以上の割合で規格値を満足しなければならない・・・」等の記述がある場合には、これによるものとする。

1-8 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の、施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-9 工事月報

受注者は、工事施工前1ヶ月分の工事予定等を記入した工事月報を工事監督員に提出するものとする。なお、工事月報の様式は次に示すものを標準とする。

年 月 日

札幌市長

様

受 注 者 名

現場代理人名

工 事 工 程 月 報 (月分)

このことについて、下記のとおり報告します。

工 事 名				監督員 氏 名	工事主任 技術職員	
工 種 名 又 は 細 目	工 事 出 来 高			構 成 比 率	工 事 出 来 高	備 考
	前 月 末 累 計	当 月 出 来 高	当 月 末 累 計			
	%	%	%	%	%	
合 計				100%	%	
工事工程表の進捗率	% 翌月分の進捗率見込		%			
特 記 事 項						

1-10 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、北海道建設部の「建設現場のＩＣＴ活用に関する北海道の取組方針」及び「情報化施工の実施方針」の最新版により、３次元計測技術を用いることを原則とする。

〔注〕10,000m³以上の土工とは、土の移動量の計が10,000m³以上のものとする。

例：掘削土量5,000m³、盛土土量5,000m³の工事は10,000m³と数える。

1-11 ３次元データによる出来形管理

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

1-12 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。